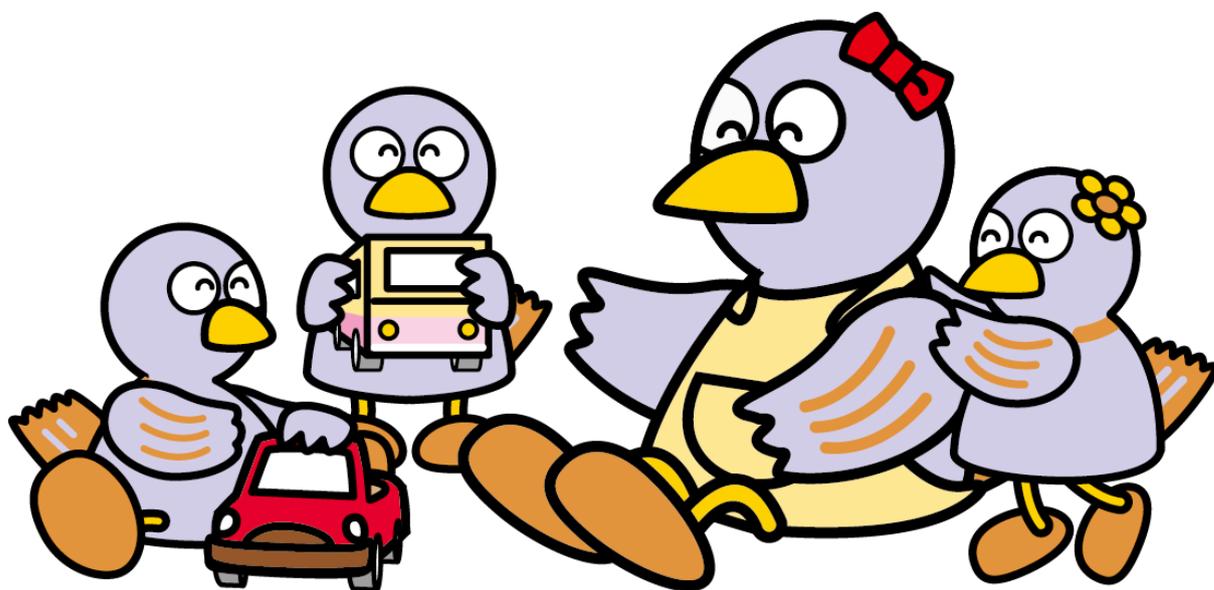




彩の国
埼玉県

令和5年度 企業内保育所補助金 募集要項



相談や応募書類は、必ず事前に電話連絡の上提出してください。

※代理人による提出はできません。書類は応募者が直接当課に提出してください。

連絡先：048-830-3963

<募集期間>

【運営費】三次募集期間：令和5年11月6日（月）～令和5年12月15日（金）

※施設整備費の募集は終了しました。

※予算額の上限に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ることがあります。

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課

目 次

- 1 本事業の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 施設整備費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - (1) 補助対象事業
 - (2) 補助対象者等
 - (3) 補助率・補助限度額等
 - (4) 企業内保育所の要件等
 - (5) 補助対象期間
 - (6) 補助対象経費
 - (7) 応募に当たっての提出書類、提出先
 - (8) 事業実施等の流れ
 - (9) 財産の処分制限について
- 3 運営費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - (1) 補助対象事業
 - (2) 補助対象者等
 - (3) 補助率・補助限度額等
 - (4) 企業内保育所の要件等
 - (5) 補助対象期間
 - (6) 補助対象経費
 - (7) 応募に当たっての提出書類、提出先
 - (8) 事業実施等の流れ
- 4 施設整備費・運営費共通の注意事項等・・・・・・・・ P 13
 - (1) 市町村や関係機関等への届出等
 - (2) 他の補助金の支給がある場合について
 - (3) 補助事業の年間スケジュール
 - (4) 審査・選考方法
- 〈参考〉 企業内保育所補助金 Q & A・・・・・・・・ P 17

1 本事業の目的

埼玉県では、県内の企業等が従業員の福利厚生の一環として設置する企業内保育所に対して、補助金を交付しています。

企業内保育所の施設整備費、運営費の一部を補助することにより設置を促進し、子育て中の従業員も働きやすい職場環境づくりの一助とすることを目的としています。

なお、補助対象となる企業内保育所は、従業員の福利厚生のための施設であり、従業員児童を預かることが必須となります。

2 施設整備費 ※令和5年度の募集は終了しました。

(1) 補助対象事業

- ① 定員が6名以上の企業内保育所を新たに開設する場合、施設整備に要する経費
- ② 既存の企業内保育所が、6名以上の定員増に伴い保育室の面積を9.9㎡以上増加させる拡充整備をする場合、面積増に伴う施設整備に要する経費
- ③ 既存の企業内保育所が、6名以上の定員増に伴い備品を整備する場合、定員増に伴う備品購入に要する経費

(2) 補助対象者等

雇用する従業員の児童を保育するために保育施設（企業内保育所）を自ら設置する企業等です。

企業等とは、埼玉県内に事業所を設置している会社などの法人組織です。

(3) 補助率、補助限度額等

対象予定件数	補助率	補助額	予算額
2件	10/10	500万円以内	15,000千円

注1 申請企業数等により、申請額全額を補助できない場合があります。

注2 補助対象件数は予算額の範囲内で増減することがあります。

注3 補助金額は千円未満切り捨てとします。

(4) 企業内保育所の要件等

<対象基準>

a 対象児童

0歳から小学校就学前の児童（以下「乳幼児」という。）

b 構造設備等について

- ア 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及びトイレがあること。
- イ 保育室の面積は、0～1歳児は1人当たり1.65㎡以上、2歳児以上は1人当たり1.98㎡以上であること。
- ウ 乳児（満1歳未満の児童をいう）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- エ 保育室は採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
- オ 保育室を2階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。
- ① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - ② 二方向の避難路の確保や保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第32条第8号の基準に適合していること。
- カ トイレには手洗設備が設けられているとともに、保育室、調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。
トイレの数はおおむね幼児20人につき1以上であること。
- キ 消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- ク 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

c 保育従事者の人数について

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳児以上	幼児30人につき保育に従事する者1人

保育従事者の3人につき1人（保育従事者が2人の施設にあつては1人）は保育士又は看護師の資格を有する者であること。また、常時、保育従事者が2人以上配置されていること。

d その他

上記a～cに定めのない事項については、原則として、「認可外保育施設指導監督基準」（令和5年1月31日子発0131第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）に適合していること。

※認可外保育施設指導監督基準は以下県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>



また、以下の要件を満たすこと。

- ・設置場所は企業等の敷地内又は近接地など継続的利用が見込まれる場所であること。
- ・保育時間は、利用する従業員の労働時間を考慮して設定するなど利用しやすいものであること。
- ・利用者から保育料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならないなど適正な額であること。

e 市町村の認可による助成を予定している企業内保育所について

上記 a ～ d に関わらず市町村の認可を予定している企業内保育所については、市町村と適宜協議すること。

(5) 補助対象期間

整備期間は補助金交付決定日～令和6年1月19日（金）までとします。

※令和6年1月19日（金）までに工事を完了し実績報告書を提出してください。

【注意】

補助金交付決定前に工事契約・着工した場合は補助対象になりません。

工事契約及び着工は、補助金交付決定後に行ってください。

(6) 補助対象経費

補助対象経費は、次に掲げる施設の整備（新設・改修）に係る経費及び備品整備費とします。

- a 工事費（建築工事、改修工事、内装工事、設備工事等）
- b 設計監理費
- c 備品整備費

【注意】

・工事費については、土地、建物の取得に要する費用、整地に要する費用、既存建物の取り壊しに要する費用、外構工事費は除きます。

・備品とは、1品の単価が5万円以上（税抜）の物品を指します。

補助金により購入した備品については、必ず備品台帳を整備してください。

※交付決定後に当初の申請で計上していない経費項目を支出した場合、その項目については補助の対象になりません。

また、経費として計上したものについては、交付決定金額に関わらず全ての領収書を保管しておく必要があります。

(7) 応募に当たっての提出書類・提出先

a 募集期間

令和5年度の募集は終了しました。

※必ず、多様な働き方推進課に事前に電話連絡の上提出してください。

※令和6年1月19日(金)までに工事及び完了検査が終了し、実績報告書の提出ができる計画に限ります。

※予算額の上限に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ることがあります。

b 提出書類

所定の「事業計画書」及び必要な添付書類(各1部)を、多様な働き方推進課まで提出してください。

「事業計画書」の様式は、以下の県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>



ア 企業内保育所設置等促進事業「事業計画書(施設整備費)」

イ 法人登記事項証明書(履歴事項証明書)及び定款

ウ 会社概要、パンフレット

エ 最寄駅と保育施設の位置関係を示した位置図

オ 整備予定場所周辺の住宅地図

カ 企業等と保育施設の位置関係を示した配置図

キ 保育施設の立面図(縮尺の確認できるもの)

ク 保育施設の整備前後の平面図(縮尺の確認できるもの)

※部屋別の用途(保育室、調理室、トイレ等)、各室の面積及び保育施設の延べ床面積を記入します。

※保育室は壁芯面積の他有効面積も記入してください。

ケ 整備対象の現況写真

コ 整備対象周辺の現況写真

サ 工事費及び備品購入の見積書(写)

※単価及び数量が明記されているもの

※工事の過程で内容に変更が生じた場合は、県に再提出が必要です。

※企業内保育所以外の工事を併せて行う場合は、企業内保育所に係る工事及び備品購入の項目を抽出して作成した見積書を提出してください。

シ 工程表

ス 土地や建物を借りて保育施設を設置する場合は、賃貸借契約書(写)又は確約書

セ 既存の建築物を利用する場合は、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証

ソ 既存の建築物を利用する場合は、登記事項証明書(家屋登記)

タ 直近3か年の決算書

※企業内保育所の安定運営が可能であるか判断するため、事業継続に懸念がないことを確認します。

※必要に応じて付属明細を提出していただく場合もあります。

チ 別紙 共同利用企業一覧 ※共同利用型のみ

ツ 共同利用に関する協定書等（写） ※共同利用型のみ

テ 利用予定者名簿（別紙様式一整備1）

ト 資金計画書（別紙様式一整備2）

ナ 関係機関との調整確認書（別紙様式一整備3）

※市町村の保育担当課、建築担当課、保健所、消防署の確認は必須です。

ニ 補助金受給状況確認書（別紙様式一整備4）

※企業内保育所に対して他の補助金の受給がある場合のみ

ヌ 認可基準チェックリスト（別紙様式一整備5）

※市町村の認可を予定している場合のみ

ネ 市町村の認可内定通知等（写）

※市町村の認可を予定している場合のみ

ノ 暴力団排除に関する誓約事項

ハ その他知事が必要と認める書類

<お願い>

・提出書類はできる限りパソコン等で作成し、白黒で印刷していただくか、黒又は青のボールペンでご記入ください。また、文字の網掛け等、コピーした際に見えにくくなるおそれがある手法は用いないください。

・提出した書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

・この要項は、「埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金交付要綱」、「埼玉県企業内保育所設置等促進事業実施要綱」から抜粋しています。

※補助金に係る各種資料等は県ホームページに掲載しています。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>

・行政書士以外の者が提出書類の記入を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあります。（行政書士法第19条第1項）

※参考 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/

提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 総務・多様な働き方認定担当（本庁舎5階）

※計画が未確定である場合、関係機関との調整が不十分である場合、書類に不備がある場合は応募を受理できません。

※事業計画書、交付申請書、実績報告書の作成・提出・保管は、設置者が責任を持って行ってください。（保育事業者、工事請負業者による代理申請は不可）

（8）事業実施等の流れ

- ①事業の選定に際しては、事業の事前協議として、補助金事業計画書の提出後に多様な働き方推進課担当職員が現地確認を実施します。
- ②県は、審査の結果適当と認めた場合、補助額を内示します。
- ③内示後1週間以内に、交付申請書を提出してください。
- ④実績報告書を受け、完了検査を行った上で最終的な補助額を確定し、補助金を交付します（精算払）。
- ⑤施設整備費補助で建物を新築した場合は、完了次第速やかに建物の登記を提出してください。
- ⑥法令に違反する行為があった場合等、県が補助対象として認められないと判断した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ⑦毎年利用状況調査を行いますので、御対応をお願いいたします。

（9）財産の処分制限について

施設整備補助事業により取得した、又は効用の増加した財産については、財産の処分制限があります。処分制限期間内に譲渡、取壊し、目的外使用などを行う場合は、あらかじめ知事の承認が必要となり、補助金の返還を求める場合があります。

なお、主な処分制限期間は以下のとおりです。

種類	主要な構造	処分制限期間
建	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	47年
	れんが造、石造又はブロック造のもの	38年
	金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	34年
物	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	27年
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに	19年

	限る。)	
	木造又は合成樹脂造のもの	22年
	木骨モルタル造のもの	20年

※「鉄骨造」のものは「金属造」に分類される。

※「金属造」において、骨格材の肉厚が不明な場合の処分制限期間は34年とする。

3 運営費

(1) 補助対象事業

- ① 定員が6名以上の共同利用型企业内保育所を新たに開設した場合における、現に従業員児童の利用があった日の属する月に対する運営に要した経費
- ② 既存の単独型企业内保育所から、定員が6名以上の共同利用型企业内保育所に転換した場合における、現に従業員児童の利用があった日の属する月に対する運営に要した経費
- ③ 定員が6名以上の単独型企业内保育所を新たに開設した場合における、現に従業員児童の利用があった日の属する月に対する運営に要した経費

(2) 補助対象者等

雇用する従業員の児童を保育するために保育施設（企業内保育所）を自ら設置する企業等です。

企業等とは、埼玉県内に事業所を設置している会社などの法人組織です。

(3) 補助率、補助限度額等

類型	対象予定件数	補助率	補助額	予算額
共同利用型 ^{※1}	1件	10/10	1年目 300万円以内 (月額25万円) 2年目 225万円以内 (月額18.75万円) 3年目 150万円以内 (月額12.5万円)	7,875 千円

単独型 ^{※2}	2件	10/10	1年目 180万円以内 (月額15万円) 2年目 135万円以内 (月額11.25万円) 3年目 90万円以内 (月額7.5万円)	3,600 千円
-------------------	----	-------	--	-------------

* 共同利用型1件・単独型2件、又は共同利用型2件を予定しています。

※1 共同利用型とは2社以上の複数の企業等で利用する施設をいう。

※2 単独型とは1社単独で利用する施設をいう。

注1 申請企業数等により、申請額全額を補助できない場合があります。

注2 補助対象件数は予算額の範囲内で増減することがあります。

注3 補助金額は百円未満切り捨てとします。

(4) 企業内保育所の要件等

<対象基準>

a 対象児童

0歳から小学校就学前の児童（以下「乳幼児」という。）

b 構造設備等について

ア 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及びトイレがあること。

イ 保育室の面積は、0～1歳児は1人当たり1.65㎡以上、2歳児以上は1人当たり1.98㎡以上であること。

ウ 乳児（満1歳未満の児童をいう）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

エ 保育室は採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

オ 保育室を2階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。

① 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

② 二方向の避難路の確保や保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準（昭

和23年厚生省令第63号)第32条第8号の基準に適合していること。

カ トイレには手洗設備が設けられているとともに、保育室、調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。

トイレの数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

キ 消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

ク 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

c 保育従事者の人数について

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳児以上	幼児30人につき保育に従事する者1人

保育従事者の3人につき1人（保育従事者が2人の施設にあっては1人）は保育士又は看護師の資格を有する者であること。また、常時、保育従事者が2人以上配置されていること。

d その他

上記a～cに定めのない事項については、原則として、「認可外保育施設指導監督基準」（令和5年1月31日子発0130第6号厚生労働省子ども家庭局長通知）に適合していること。

※認可外保育施設指導監督基準は以下県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>



また、以下の要件を満たすこと。

- ・設置場所は企業等の敷地内又は近接地など継続的利用が見込まれる場所であること。
- ・保育時間は、利用する従業員の労働時間を考慮して設定するなど利用しやすいものであること。
- ・利用者から保育料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならないなど適正な額であること。

e 市町村の認可による助成を予定している企業内保育所について

上記a～dに関わらず市町村の認可を予定している企業内保育所については、市町村と適宜協議すること。

(5) 補助対象期間

企業内保育所を開設又は単独型企業内保育所から共同利用型企業内保育所に転換をした日の翌月（開設又は転換をした日が月の初日の場合は当月）から令和6年3月

末日までのうち、現に従業員児童の利用があった日の属する月が補助の対象となります。

【注意】

運営費の補助対象期間は、企業内保育所を新たに開設又は共同利用型企業内保育所に転換した日の翌月（開設又は転換した日が月の初日の場合は当月）の初日から3年間です。

ただし、すでに3（1）②の事業で補助金の交付を受けようとするものが、既に3（1）③の事業で補助金の交付を受けたことがある場合には、補助対象期間は通算して3年間です。

（6）補助対象経費

- a 人件費 b 賃借料（敷金・礼金を除く） c 教材費
d 消耗品費 e 食材費

※運営を委託する場合は、保育委託料のうち上記に該当することが明らかなもの

【注意】

交付決定後に当初の申請で計上していない経費項目を支出した場合、その項目については補助の対象になりません。

また、経費として計上したものについては、交付決定金額に関わらず全ての領収書を保管しておく必要があります。

（7）応募に当たっての提出書類・提出先

a 三次募集期間

令和5年11月6日（月）～令和5年12月15日（金）

※必ず、多様な働き方推進課に事前に電話連絡の上提出してください。

※予算額の上限に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ることがあります。

b 提出書類

所定の「事業計画書」及び必要な添付書類（各1部）を、多様な働き方推進課まで提出してください。

「事業計画書」の様式は、以下の県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>



ア 企業内保育所設置等促進事業「事業計画書（運営費）」

- イ 法人登記事項証明書（履歴事項証明書）及び定款
- ウ 会社概要、パンフレット
- エ 最寄駅と保育施設の位置関係を示した位置図
- オ 保育施設周辺の住宅地図
- カ 企業等と保育施設の位置関係を示した配置図
- キ 保育施設の平面図
 - ※部屋別の用途（保育室、調理室、トイレ等）、各室の面積及び保育施設の延べ床面積を記入します。
 - ※保育室は壁芯面積の他有効面積も記入してください。
- ク 保育施設の現況写真
- ケ 保育施設周辺の現況写真
- コ 保育施設の利用者に対し、利用条件を明らかに示した書類（写）
- サ 土地や建物を借りて保育施設を設置している場合は賃貸借契約書（写）
- シ 保育施設の業務を委託している場合は業務委託契約書（写）
- ス 有資格者の免許証（写）
- セ 認可外保育施設設置届（写）
 - ※市町村に受理されたことが分かるもの
- ソ 直近3か年の決算書
 - ※企業内保育所の安定運営が可能であるか判断するため、事業継続に懸念がないことを確認します。
 - ※必要に応じて附属明細を提出していただく場合もあります。
- タ 別紙 共同利用企業一覧
 - ※共同利用型のみ
- チ 共同利用に関する協定書等（写）
 - ※共同利用型のみ
- ツ 利用予定者名簿（別紙様式－運営1）
- テ 資金計画書（別紙様式－運営2）
- ト 補助金受給状況確認書（別紙様式－運営3）
 - ※企業内保育所に対して他の補助金の受給がある場合のみ
- ナ 暴力団排除に関する誓約書
- ニ その他知事が必要と認める書類

<お願い>

- ・提出書類はできる限りパソコン等で作成し、白黒で印刷していただくか、黒又は青のボールペンでご記入ください。また、文字の網掛け等、コピーした際に見えるようになるおそれがある手法は用いないでください。
- ・提出した書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。

- ・この要項は、「埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金交付要綱」、「埼玉県企業内保育所設置等促進事業実施要綱」から抜粋しています。

※補助金に係る各種資料等は県ホームページに掲載しています。



<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>

- ・行政書士以外の者が提出書類の記入を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあります。(行政書士法第19条第1項)

※参考 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/

提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 総務・多様な働き方認定担当（本庁舎5階）

※計画が未確定である場合、関係機関との調整が不十分である場合、書類に不備がある場合は、応募を受理できません。

※事業計画書、交付申請書、実績報告書の作成・提出・保管は、設置者が責任を持って行ってください。（保育事業者による代理申請は不可）

（8）事業実施等の流れ

- ①事業の選定に際しては、事業の事前協議として、補助金事業計画書の提出後に多様な働き方推進課担当職員が現地確認を実施します。
- ②県は審査の結果、適当と認めた場合、補助額を内示します。
- ③内示後1週間以内に、交付申請書を提出してください。
- ④運営費の補助金は、従業員児童の利用の実績があった月を補助の対象とします。(精算払)。
- ⑤法令に違反する行為があった場合等、県が補助対象として認められないと判断した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

4 施設整備費・運営費共通の注意事項等

（1）市町村や関係機関への届出等

a 市町村への届出等

保育施設の指導は、所在地市町村保育担当課が行うため、企業内保育所の設置に当たっては事前に市町村保育担当課へご相談ください。

施設整備費の申請者は、相談結果について様式（別紙様式一整備3）に記載してください。市町村の認可を予定している場合は認可基準チェックリスト（別紙様式

―整備5)も必要です。

また、企業内保育所設置の際は、「認可外保育施設設置届」を所在地市町村保育担当課へ提出してください。県には、その届出が市町村保育担当課に受理されたことが分かるものの写しを提出してください。

b 関係機関との調整

施設の整備に当たっては、建築確認申請や避難路の確保等、建築や消防等関係機関への確認が必要となります。

また、公的補助を受けた建物を改修して保育施設を整備する場合は、事前に補助金の交付元に保育施設の整備計画を相談してください。

施設整備費の申請者は、相談結果について様式（別紙様式―整備3）に記載してください。

(2) 他の補助金の支給がある場合について

施設整備費の申請者は、企業内保育所を整備予定の施設に対する補助金の受給歴がある場合、様式にその補助金名等を記載してください。（別紙様式―整備4）

運営費の申請者は、企業内保育所の運営に係る補助金の受給歴がある場合、様式にその補助金名等を記載してください。（別紙様式―運営3）

また、下記に該当する場合はこの事業に係る補助金の支給を受けることはできませんので御注意ください。

a 国等からの同種の補助金の交付を受ける場合

この事業に係る**補助金の支給を受けることはできません。**

b 過去5年以内に同一施設の整備に対して国等から同種の補助金の交付を受けたことがある場合

この事業に係る**施設整備費補助金の支給を受けることはできません。**

c 同一施設の整備に対して、埼玉県企業内保育所設置（等）促進事業費補助金の交付を受けたことがある場合

この事業に係る**施設整備費補助金の支給を受けることはできません。**

ただし、同一の企業が別の施設の整備を新たに行う場合は、上記には該当しません。

例1 当事業と国等の両方の施設整備費補助を受けること、又は両方の運営費補助を受けることはできません。

例2 当事業の施設整備費補助を受け、国等からの運営費補助を受けるなど、補助目的が異なる場合は可能です。

(参考) 国等からの同種の補助金

- ・企業主導型保育事業
問い合わせ：内閣府、公益財団法人児童育成協会
補助対象：整備費・運営費
- ・地域型保育給付（事業所内保育）
問い合わせ：市町村保育担当課
補助対象：運営費
- ・病院内保育所施設整備・運営費補助金
問い合わせ：埼玉県医療人材課
補助対象：施設整備費・運営費
- ・介護施設等の施設内保育施設助成事業
問い合わせ：埼玉県高齢者福祉課
補助対象：施設整備費、設置準備経費等、運営費

(3) 補助事業の年間スケジュール

*予算の上限に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ります。

	施設整備費補助	運営費補助
事業計画書の 受付期間	令和5年度の募集は終了しました。	【三次募集期間】 令和5年11月6日（月） ～令和5年12月15日（金）
審査	受付後随時 ・現地確認及び書類審査	
補助事業決定の内示 ～交付申請書の提出	受付後約1か月 ・県審査の結果、適当と認めた場合、補助額を内示します。 ・内示を受けてから一週間以内に、交付申請書を提出してください。 ・工事の契約及び着工は、交付決定後に行ってください。	受付後約1か月 ・県審査の結果、適当と認めた場合、補助額を内示します。 ・内示を受けてから一週間以内に、交付申請書を提出してください。
補助金の交付決定	交付申請書受付後約2週間以内 ・県が補助金の交付決定を通知します。	

補助金の交付方法	精算払	
実績報告書、精算	<p>工事完了後速やかに、実績報告書を提出してください。</p> <p>最終提出期限は令和6年1月19日（金）です。</p> <p>県は提出を受けて、完了検査を行います。その後、補助額を確定し、請求書の提出を受けた上で補助金を交付します。</p>	<p>令和6年3月4日（月）までに、実績報告書（2月末までの実績と3月末までの見込み）を提出してください。</p> <p>県は提出を受けて、内容を審査します。その後、補助額を確定し、請求書の提出を受けた上で補助金を交付します。</p>

（４）審査・選考方法

補助対象事業は「埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金対象企業等選定委員会」で審査、選考を経て決定します。

<選定基準>

① 補助目的の達成

補助目的を十分理解し、期間内に計画が完了する見込みがあるか。

② 事業の実現性・継続性

事業の着実な実施を進める観点から、資金計画、運営方法など、企業内保育所の開設及び運営について事業遂行能力が整っているか。また、地域の認可保育所や認可外保育施設の空き情報を踏まえ、従業員のニーズに応えた規模の保育所であるか。

③ 期待できる効果や必要性

事業の実施により雇用確保や人材の定着率アップなどの効果が期待できるか。また事業の必要性が具体的であるか。

④ 多様な働き方の推進

男女が共にいきいきと働くことができる環境づくりを積極的に推進している企業等であるか。

＜参考＞企業内保育所補助金 Q & A

（１）施設整備費・運営費共通事項について

Q1-1：これから企業内保育所を整備する。施設整備費補助と運営費補助の応募を同時にできるのか。

A1-1：運営費補助の応募は、施設の竣工後受け付ける。

なお、共同利用型の運営費補助に応募する場合は、共同利用の実績がある、もしくは確実に共同利用の見込みが立った段階で受け付ける。

Q1-2：既存施設を単独型から共同利用型に転換する。定員増に伴う施設改修費（施設整備費）、運営費の補助は対象になるか。

A1-2：施設整備費は、6名以上の定員増及び9.9㎡以上の保育室等の面積増を伴う場合、拡充整備分と認められる範囲内で補助対象となる。

運営費は、定員増を伴わない場合も補助対象となる。

Q1-3：過去にこの補助金の施設整備費補助を受けたことがある場合でも、再度の補助を受けることは可能か。

A1-3：過去に補助を受けた施設と同一施設に対する施設整備費補助を受けることはできない。

ただし、同一の企業が、別施設の企業内保育所を整備する場合については、他の企業の応募状況を踏まえて決定することとなる。

Q1-4：パート職員の児童も企業内保育所の利用対象者としてよいのか。

A1-4：雇用する従業員であれば、正社員との区別なく利用対象となる。

Q1-5：企業内保育所で地域の児童を預かることも可能か。

A1-5：定員の半数以下であれば、可能である。

Q1-6：対象児童を0～2歳児までとすることも可能か。

A1-6：対象年齢を限定することも可能である。

Q1-7：年齢ごとの定員が未定の場合、保育室の面積はどう設定すればよいか。

A1-7：定員総数に1.98㎡を乗じた面積以上に設定いただきたい。

（２）施設整備費補助について

Q2-1：「定員増を伴う」ことが要件となっている場合の元の定員は、何をもって判断するのか。

A2-1：市町村に届け出た「認可外保育施設設置届」に記載された定員とする。

Q2-2：施設整備費の補助額は500万円以内とあるが、工事費が例えば400万円の
場合、補助額はいくらか。

A2-2：400万円以内である。

Q2-3：施設整備費の現地確認では企業担当者とともに設計士も同席すべきか。

A2-3：図面を参考に現地確認を行うことから設計士、整備・運営に精通した者の同席
が望ましい。所要時間は1時間程度。

Q2-4：施設整備費の補助金応募と建築工事のスケジュールは、どのようになっている
のか。

A2-4：補助金の交付決定前に、工事に着手することはできない。工事施工業者と契約
を締結した時点で工事着手とみなす。

なお、工事施工業者の選定と建築確認申請は、交付決定前に行っても差し支えない。

Q2-5：施設整備費の実績報告書はいつまでに提出しなければならないか。

A2-5：工事完了後速やかに提出すること。最終提出期限は令和6年1月19日（金）
とする。

（3）運営費補助について

Q3-1：現在単独型企業内保育所として運営費補助を受けている施設について、共同利
用型企业内保育所への転換を考えている。共同利用型の運営費補助を受けるこ
とは可能か。

A3-1：可能である。ただし、補助期間は単独型企业内保育所を開設してから通算して
3年間となる。

Q3-2：応募時に共同利用の見込みがあれば、共同利用型企业内保育所の運営費補助に
応募できるのか。

A3-2：共同利用の相手企業を決定し協定書を締結していること、かつ、利用者名簿に
より共同利用相手企業の利用児童が確認できる場合に限る。

Q3-3：運営費の補助期間「3年間」の始期と終期はいつか。

A3-3：企業内保育所を開設した日、又は共同利用型に転換した日の翌月から3年間と
なる。ただし、開設又は転換した日が当月初日の場合は、当月から3年間とな
る。

Q3-4：令和4年10月に共同利用型企业内保育所を開設し、開設当初から現に共同利用がある。この場合、運営費の補助対象期間の始期はいつか。

A3-4：令和4年度の共同利用期間については補助対象にならない。令和5年4月からの運営費が補助の対象となる。

Q3-5：運営費の実績報告書はいつまでに提出しなければならないか。

A5-4：補助金を速やかに交付するため、令和6年3月4日（月）までに実績報告書（2月末までの実績と3月末までの見込み）を提出する。